

**SAMPLE**

日本玩具協会 印

1. EN71-1,2,3 (14 歳未満の子供を対象) に対応する、日本の玩具安全の要求事項は、次のとおりである。

(1) 法的要求事項

「6 歳未満の子供を対象とする、厚生労働大臣の指定する玩具」についての要求事項（食品衛生法）

（食品衛生法は EN71-3 の一部に対応。しかし、EN71-3 は食品衛生法の玩具規制の全てをカバーするものではない。）

(2) 任意規格

公益法人である日本玩具協会が策定した玩具安全基準（ST 基準）。

（注 1）ST 基準は 14 歳以下の子供を対象。

ST 基準は EN71-1,2,3 の一部に対応。しかし、EN71-1,2,3 は ST 基準の全てをカバーするものではない。

（注 2）日本玩具協会は、経済産業省の認可した公益法人。

（注 3）ST 基準は、上記の食品衛生法の乳幼児玩具の規格基準に係る法的要求事項を全て包含している。

（注 4）日本玩具協会は、ST 基準に基づき ST マーク制度を運用している。

（注 5）日本玩具協会の指定する検査機関により ST 基準への適合が確認された玩具は、日本の市場で販売する際に、ST マークを付すことができる。

2. EN71-1,2,3 は欧州の玩具安全規格であり、日本の市場で玩具を販売するために必要な要求事項ではない。

3. 上記 1 及び 2 の記述については、日本の権限当局に内容に誤りがないことの確認を得ている。

権限当局

食品衛生法 厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課  
電話 81-3-3595-2341

Fax 81-3-3501-4868

ST 基準

経済産業省 製造産業局 日用品室

電話 81-3-3501-1705

Fax 81-3-3501-6794

4. 日本玩具協会は、中国の税関に対し、この文書を提出した企業の日本を輸出仕向国とした玩具について、速やかに通関手続を進めることを要請する。